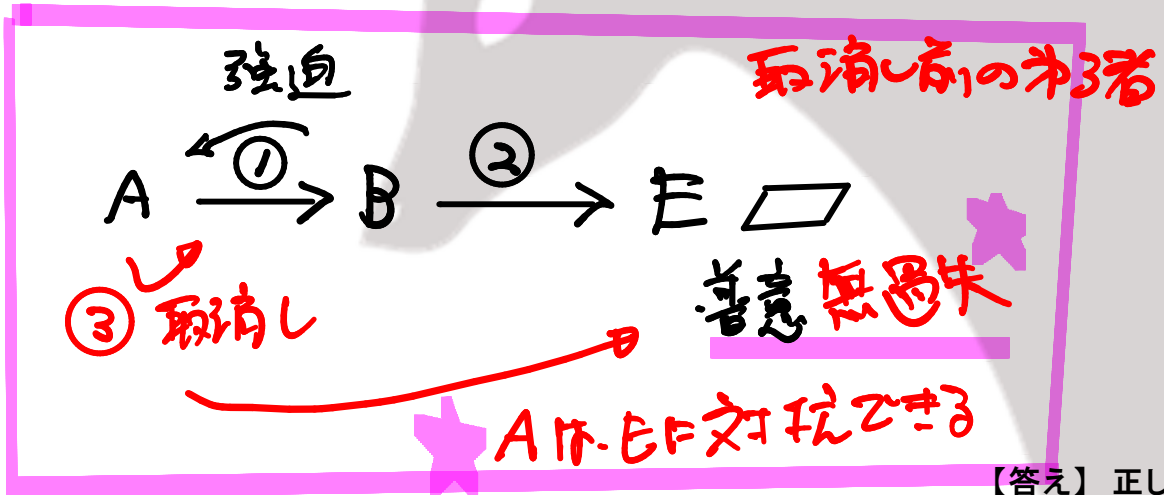


強迫 宅建 H23-01-4 <<#837>>

【問】 正誤をつけよ。

A所有の甲土地につき、AとBとの間で売買契約が締結された。BがEに甲土地を転売した後、AがBの強迫を理由にAB間の売買契約を取り消した場合には、EがBによる強迫につき知らなかったときであっても、AはEから甲土地を取り戻すことができる。



《ポイント》 詐欺又は強迫 【★入門】

- 1 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り(悪意)、又は知ることができた(善意有過失)ときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない(善意無過失)第三者に対抗することができない。(民法96条)

→ 取消前の

⇒ 強迫の場合、善意無過失の第三者にも対抗することができる

取消前の